

「大分県高齢者居住安定確保計画」 の見直しについて

令和8年度 第1回
大分県高齢者福祉施策推進協議会

おおいた高齢者安心すまいプラン（大分県高齢者居住安定確保計画）の改定について

- 【目的】高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策の連携のもと、多様な住まいの確保と居住支援体制の充実を図り、高齢者の居住の安定と豊かな住生活の実現に向けた取組を推進する
- 【改定理由】現計画（令和5年度策定）が令和8年度末で期間満了を迎える

1. 計画の概要

【位置付け】

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に基づく法定計画

【計画期間】

- ・令和9年度～令和18年度（10年間）※概ね5年毎に見直し
- ・住宅施策の基本理念を定めた「大分県住生活基本計画」と計画期間を統一

2. 改定の概要

前回の改定後に新たに創設された以下の制度の普及・促進に向けた取組を反映

- ① 高齢者が安心して入居できる住まいの供給促進
 - ・改正住宅セーフティネット法で創設された見守りや福祉サービスへのつながりを組み合わせた『居住サポート住宅』の確保
- ② 大家が安心して賃貸住宅を提供できる環境の整備
 - ・賃貸借の権利が相続されない仕組み「終身建物賃貸借」の利用促進
 - ・居住支援法人による「残置物処理」の普及

3. 改定のスケジュール

